

京情審答申第124号  
平成30年2月8日

京都府教育委員会  
教育長 橋本 幸三 様

京都府情報公開審査会  
会長 山本 克己

公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成28年2月24日付け8教学第237号で諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

## 第1 審査会の結論

本件事案において実施機関が行った部分公開決定については、当該決定を取り消し、別表の左欄に掲げる公文書のうち、同表の中欄に掲げる部分については、それぞれ同表の右欄に掲げる方法により公開すべきである。

## 第2 異議申立てに至る経過

- 1 平成28年1月4日、異議申立人は、行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（平成28年京都府条例第6号）第7条の規定による改正前の京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。）第4条の規定により、京都府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「平成27年度京都府学力診断テスト（小学校4年及び中学校1年）城陽市分 ①テスト結果の概要 ②設問別結果の概要 ③正答数の相対度数分布一覧」を内容とする公文書の公開請求を行った。
- 2 平成28年1月18日、実施機関は、別表の左欄に掲げる公文書（以下「本件公文書」という。）を特定して公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、平成28年1月25日、異議申立人に公文書部分公開決定通知書を交付した。
- 3 平成28年2月8日、異議申立人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律160号）第6条の規定により、本件処分を不服として実施機関に対して異議申立て（以下「本件申立て」という。）を行った。
- 4 平成28年2月24日、実施機関は、条例第17条の規定により、京都府情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件申立てに対する決定について諮問した。

## 第3 本件申立ての趣旨

本件申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

## 第4 異議申立人の主張の要旨

異議申立人が異議申立書において述べている主張を総合すると、おおむね次のとおりである。

京都府学力診断テストは、児童生徒の学習の習得状況を把握するとともに、結果を分析した上で、指導方法の改善及び学力の向上を図ることを主たる目的として実施されているものであり、本件公文書において非公開とされた情報は、実施機関が主張する条例第6条第5号の非公開情報には該当しない。

学力診断テストの結果（市全体及び各市立中学校別の平均得点等に係る情報）を公開することは、学校間の順位付けがなされるおそれがあり、下位の学校の生徒が何らかの劣等感を抱くおそれがあるが、そのような懸念は当該テストの意義について保護者や市民等の理解を得るよう努力して解消すべきであって、公開を妨げる理由にはならず、その他公開により事務事業の目的が著しく失われたり、適正・公正な執行が著しく妨げられたりするものではないとして、当該非公開決定処分の取消請求が認められた事例として、大阪高等裁判所平成18年（行コ）第84号同19年1月31日判決がある。

## 第5 実施機関の説明の要旨

実施機関が、理由説明書及び実施機関の職員の口頭説明において述べていることを総合すると、おおむね次のとおりである。

### 1 条例第6条第5号該当性について

- (1) テスト結果が下位となった学校が所在する地域に対する偏見・差別を助長するおそれ

京都府学力診断テストは、学習指導要領に示す目標や内容に照らした学習の実現状況及び児童生徒の学習環境や家庭における生活状況等の特徴や課題などを的確に把握するとともに、その結果を分析することにより指導上の課題を明らかにして、授業改善を推進し、質の高い学力を育むことを目的として実施されるものである。

小学校及び中学校の児童生徒は、在住する地域によって指定された学校に通学するため、異議申立ての対象となっている学校別のテスト結果を公開すると、学力が当該地域の経済的・社会的・文化的条件に関わるものと捉えられることにより、テスト結果が下位となった学校が所在する地域や、その地域に居住する保護者、児童生徒等に対する偏見・差別を助長するおそれがある。

また、そのような状況になれば、テスト結果が下位であるのは、その地域の経済的・社会的・文化的条件に要因があるのであって、授業改善を推進しても学力は向上しないと捉えられたり、児童生徒や保護者が、学力向上に向けて取り組む意欲が高まらないなど、本来の目的である学力を育むことに著しく支障がある。

なお、平成27年12月に文部科学省が公表した「学力調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究」は、全国学力・学習状況調査に係る研究であるが、家庭の社会経済的背景（家庭所得、父親学歴及び母親学歴の三つの変数を合成した指標）が高い児童生徒の方が、各教科の平均正当率が高い傾向にあるとされている。

## (2) 市町村教育委員会が京都府学力診断テストに参加しなくなる等のおそれ

平成27年度京都府学力診断テスト実施要項では、調査結果の公表について特に記載していないが、従来から学校別の調査結果は公表しておらず、市町村教育委員会及び小中学校は、自ら結果を公表しない限り、学校別の調査結果が実施機関から公にされることがないということを前提として本調査に参加しており、その信頼は保護されるべきである。このような前提が事後的に覆された場合には、今後、実施機関から市町村教育委員会に対して本調査に係る指導及び助言等を行っても、市町村教育委員会の信用を得られず、本調査への参加を得られなくなるなど、来年度以降の本調査の実施に著しい支障を生じるおそれがある。

## 2 判例又は答申の状況について

### (1) 判例

#### ア 仙台高等裁判所平成19年（行コ）第19号同年12月20日判決

本判決では、岩手県教育委員会が県内の児童生徒を対象として実施した学習定着度状況調査に関する、花巻市内の学校別の調査結果に係る情報が、花巻市情報公開条例（平成18年花巻市条例第19号）第7条第6号に規定する非開示情報（事務事業情報）に該当するとして、次のように判断されている。

#### （仙台高等裁判所平成19年（行コ）第19号同年12月20日判決）

「まず、学力テストの調査結果は、点数で表されるものであるから、調査結果が公表されれば、その結果がどのような状況の下で、どのようにして得られたものかなどは捨象され、結果のみが独り歩

きをしやすいことは明らかと思われる。例えば、ある学校の平均得点が当該地域の平均得点より低かったとすると、当該学校がどのような教育環境の下にあり、保護者の教育に対する熱意や経済力がいかなるものであるか、模擬試験などの学力テストへの対策はとられたか否かなどは考慮されずに、教師や学校の教育の在り方のみが批判の対象とされたり、逆に保護者を含めた児童生徒の能力、地域の教育環境等の問題に帰せられたりし、結果として、あの学校は教師が悪いとか、あの学校の児童生徒は能力的に劣るとかといった評価がされやすく、いわゆる学校間の序列化につながりかねないのである。そして、国民に対して等しく教育を施すことを目的とした公教育の在り方からすれば、公立学校、特に小中学校の序列化は、決して好ましいものではない。地域社会で生活する児童生徒には小中学校を選択する余地はほとんどないところ、序列が下位の学校で学ばなければならない児童生徒は、不公平感や劣等感を抱いたり、当該学校や地域社会への反感を抱いたりして学習そのものへの意欲が減退することが予想されるし、他の地域からのいわれなき差別を受けるおそれもないではないからである。

また、学力テストの調査結果は、必ずしも児童生徒の学力・学習状況を正しく反映するとはいえない。模擬試験を繰り返すなどすれば学力テストの調査結果は向上すると思われるのであるが、こうしたことによる調査結果の向上は、ふだんの教育や教育施策の結果とはいえない。しかし、調査結果の公表によって児童生徒や教師・学校が一律に評価されることになれば、良く評価されたいと思うのは人の常であるから、良い意味での競争を超え、ふだんの教育や教育施策とは離れて、とりあえず調査結果を良くしたいと思う学校や教師が出てくるものと思われる。調査結果の良否に教師の処遇などの問題が伴ったり、保護者等の学校教育に対する過度の干渉があったりすればなおのことである。その結果、点数を上げるための模擬試験を繰り返したり、答を書き直させるなどの不正な行為をしたりするのみならず、どうしてもテストで良い成績を残せない児童生徒に学力テストの受検を控えさせたいとする教師や学校が出てくることにもなりかねない。また、そのような極端なことまではいかなくても、ふだんの教育や教育施策自体が学力テスト対策中心となり、子どもの問題意識や追究意欲を軽視したものになりがちになることもあるものと思われる。他方、児童生徒においても、テストの結果に偏重した価値観を抱き、真理の探究や個人の価値の尊重を軽視し、『あの子』がいるから自分の学校の成績が悪いといったレッテルを貼ったり、自分がいるから学校の成績が悪くなると自責の念を持ったりする子どもらが出てくる可能性もあり、いじめや不登校の原因にもなりかねない。そうなっては、心身ともに健康な国民の育成を

目的とした公教育本来の責務（教育基本法1条）を果たすことができなくなるおそれもある。」

イ 大阪地方裁判所平成20年（行ウ）第234号同22年6月18日判決

本判決では、文部科学省が全国の小学校6年生及び中学校3年生を対象にして行った各全国学力・学習状況調査実施概況に記載された調査結果のうち学校別の平均正答数及び平均正答率に係る各情報が、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号）第8条第1項第4号に規定する非公開情報（事務事業情報）に該当するとして、次のように判断されている。

なお、本判決の対象となったのは全国学力・学習状況調査であるが、学校別の調査結果を公開することの問題点は、京都府学力診断テストにおいても同様である。

（大阪地方裁判所平成20年（行ウ）第234号同22年6月18日判決）

「学校別調査結果がひとたび公開されれば、個々の学校が平均正答率順にランキングされ、成績の良い学校と悪い学校が数値データのみによって色分けされてインターネット上のホームページや掲示板等に公開されるなどすることは十分予想されることであり、これにより、ある学校の平均正答率が悪かった場合には、調査対象であった児童生徒が劣等感等を抱き、教師や学校の教育の在り方のみが批判の対象とされ、これを避けるため点数偏重の弊に陥ったり、逆に、当該地域の保護者の経済力など地域の教育環境の問題とされ、偏見や差別を助長したりする結果となり、児童生徒に対する教育に悪影響を及ぼさないとも限らないのであって、たとい府教委が学校や教職員に対する指導を徹底し、大阪府民に本件調査の意義や目的を周知するなどしても、学校間の序列化や過度な競争が生じるおそれや、これに伴う様々な弊害を全て防止できるとは考え難い。しかも、前記認定のとおり、本件調査の実施に先立つ中央教育審議会答申、国会での審議、全国的な学力調査の実施方法等に関する専門家検討会議の報告等においては、被告が主張するような弊害の発生に対する危惧が繰り返し指摘されてきたのみならず、調査結果等の公表をめぐる議論からは上記弊害の発生に対する危惧を理由とする教育現場の根強い反対も看取されるのであり、これらの事実は、学校別調査結果について個々の学校名を明らかにした公表を行うことによる学校間の序列化ないし過度な競争の発生等の弊害が発生するおそれが十分に根拠のあるものであることを裏付けるに足りるのみならず、このような情報の公開の是非についての社会一般のコンセンサスがいまだ成立していないことを如実に物語るものということが

できる（原告が主張するように、学校別調査結果を公開し広く市民の審議対象とすることが教育活動の改善に資する面があることは否定できないとしても、他方、学校間の序列化や過度な競争を招くなどという弊害があることもまた一概に否定できないのであり、学校別調査結果を公開することによる利益とその弊害を比較して、常に前者が後者に勝るといような社会一般のコンセンサスはいまだ形成されていないというべきである。）」

ウ 京都地方裁判所平成27年（行ウ）第5号同28年2月18日判決

城陽市教育委員会に対して、全国学力・学習状況調査の学校別成績の開示を命じたものであるが、同市教育委員会は控訴したため、確定したものではない。

(2) 情報公開審査会の答申

ア 京都府情報公開審査会

京都府情報公開審査会では、平成20年度全国学力・学習状況調査の結果に係る答申（平成21年11月25日付け京情審答申第70号）において、次のように判断されている。

なお、当該答申の対象となったのは全国学力・学習状況調査であるが、学校別の調査結果を公開することの問題点は、京都府学力診断テストにおいても同様である。

（平成21年11月25日付け京情審答申第70号における審査会の判断）

「本件調査は、各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図ることや、各学校が各児童生徒の学力や学習状況を把握し、児童生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てるといった目的のために実施されているものである。一方、文部科学省の『平成20年度全国学力・学習状況調査追加分析について』において、家庭での生活・学習習慣や学習意欲が学力に大きく関係している旨の分析がされているように、学力と児童生徒及び保護者の生活習慣にある程度の相関関係が認められている状況を踏まえた上で、調査対象者が小学生及び中学生であり、大部分の児童生徒が在住する地域によって指定された学校に通学していることを考慮すれば、学校別の教科に関する調査結果を公開することで、学力が当該地域の経済的・社会的・文化的条件にかかわるものと捉えられることにより、平均正答率等の低い地域に対する偏見・差別を助長するおそれがある。その

ため、当該おそれが本件調査の目的達成の阻害要因となることにより、本件調査を踏まえた今後の教育指導や学習状況の改善施策その他当該地域に係る行政事務の遂行に著しい支障を生じるおそれがあると認められる。」

#### イ 東京都情報公開審査会

東京都情報公開審査会の答申（平成23年11月2日付け第541号）は、東京都が実施している学力調査の結果に係る答申であり、「平成20年度『児童・生徒の学力向上を図るための調査（基礎的・基本的な事項に関する調査）』」ほか3件を非開示とした決定は、妥当であると判断し、その理由を次のように述べている。

（平成23年11月2日付け第541号における東京都情報公開審査会の判断）

「本件調査は、東京都教育委員会が区市町村教育委員会に協力を依頼して実施しているものであり、また、調査結果の公表の範囲については、実施要項等で定めているが、区市町村教育委員会からは公表に反対する意見が寄せられており、特に学校別の結果の公表に反対する意見に対しては、東京都教育委員会では公表しない旨を伝えているとの東京都教育委員会の説明を踏まえると、実施要項等で定めた公表の範囲を超えて区市町村別及び学校別の結果に係る情報を開示することにより、区市町村教育委員会との信頼関係が損なわれ、今後、調査への協力を得られなくなるおそれがあると認められる。

そして、区市町村教育委員会から調査への協力を得られなくなると、調査に係る事務の能率的かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、また、区市町村のうち一部でも調査へ参加しないこととなった場合は、当該区市町村のデータが欠落し、都全体の実態を把握するためのデータに不足や偏りが生じることから、児童・生徒の学力の実態を正確に把握し、ひいては学力向上を図るための取組を一層充実させるという調査目的の達成に支障を及ぼすおそれがあると認められる。」

### 3 実施機関の判断等

実施機関としては、学校別のテスト結果を公開することで、テスト結果が下位となった学校が所在する地域に対する偏見・差別を助長する等のおそれ及び市町村教育委員会が京都府学力診断テストに参加しなくなる等のおそれがあるため、教育に係る事務事業の遂行に著しい支障を生じるおそ



れがあると考えるものであり、また、判例や情報公開審査会の答申を踏まえても、実施機関の判断は妥当なものである。

また、異議申立人は、異議申立書における異議申立の理由の後段において、「大阪高裁平成19年1月31日、平成18年（行コ）84号事務事業情報に該当しないとされた事例がある。」と記載しているが、これらの判決が出された後、前述のように、仙台高等裁判所平成19年12月20日判決及び大阪地方裁判所平成22年6月18日判決があり、しかもこれらの判決では、学校別の調査結果を公開することの問題点について具体的な検討がなされており、学校別の調査結果の公開について検討するのであれば、実施機関が引用した判決を踏まえるのが適当である。

## 第6 審査会の判断理由

### 1 本件処分に関する具体的な判断及びその理由について

異議申立人は、実施機関が条例第6条第5号を根拠に行った本件処分は妥当でない旨を主張していることから、これについて検討し、判断することとする。

#### (1) 条例第6条第5号該当性について

ア 条例第6条第5号は、府等が行う事務事業に関する情報であって、公にすることにより、事務事業の性質上、当該又は同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが記録されている公文書を非公開とすることを定めたものである。

イ 実施機関が非公開としたのは、本件公文書のうち、別表の中欄に掲げる部分であり、これらの全てが本件申立ての対象である。

実施機関は、学校別のテスト結果を公開することで、テスト結果が下位となった学校が所在する地域に対する偏見・差別を助長する等のおそれ及び市町村教育委員会が京都府学力診断テストに参加しなくなる等のおそれがあるため、教育に係る事務事業の遂行に著しい支障を生じるおそれがあり、また、国が実施する全国学力・学習状況調査及び地方公共団体が独自に実施する同様の学力調査の結果の公開又は非公開に関して争われた訴訟の判例や審査会答申（平成21年11月25日付け京情審答申第70号）を踏まえても、本件処分は妥当である旨主張する。

ウ 判例については、全国学力・学習状況調査の結果について城陽市が

行った部分公開決定処分について、異議申立人が原告となり、同市を被告として争われた訴訟において、学校別のテスト結果をそのまま公開した場合には、学校の格付けや過度の競争といった当該調査の目的に背馳する事態が生じる具体的なおそれがあるというべきであるとして、学校別のテスト結果を非公開とした同市の判断を妥当とする判決（大阪高等裁判所平成28年（行コ）第63号同年12月28日判決）があり、同判決に係る異議申立人の上告が棄却された（最高裁判所平成29年6月8日付け決定）ことにより、同判決が確定したところであるが、学校別のテスト結果の公開又は非公開について、最高裁判所としての判断が明確に示されたものとは言い難い。

また、全国学力・学習状況調査や地方公共団体が独自に実施する同様の学力調査を問わず、学校別のテスト結果の公開又は非公開をめぐることは、現時点において最高裁判所の判断が示された事例はない。

エ しかし、審査会としては、全国学力・学習状況調査に係る学校別のテスト結果について、平成21年11月25日付け京情審答申第70号において以下のように述べており、市町村立学校別の調査結果については条例第6条第5号に該当すると判断していることを踏まえれば、本件処分において、同号に該当するとして学校名と学校別のテスト結果の数値との対応関係が明らかになることがないように配慮をした実施機関の意図は是認することができる。

（平成21年11月25日付け京情審答申第70号における審査会の判断）

「本件調査は、各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図ることや、各学校が各児童生徒の学力や学習状況を把握し、児童生徒への教育指導や学習状況の改善等に役立てるといった目的のために実施されているものである。一方、文部科学省の『平成20年度全国学力・学習状況調査追加分析について』において、家庭での生活・学習習慣や学習意欲が学力に大きく関係している旨の分析がされているように、学力と児童生徒及び保護者の生活習慣にある程度の相関関係が認められている状況を踏まえた上で、調査対象者が小学生及び中学生であり、大部分の児童生徒が在住する地域によって指定された学校に通学していることを考慮すれば、学校別の教科に関する調査結果を公開することで、学力が当該地域の経済的・社会的・文化的条件にかかわるものと捉えられることにより、平均正答率等の低い地域に対する偏見・差別を助長するおそれがある。そのため、当該おそれが本件調査の目的達成の阻害要因となることにより、本件調査を踏まえた今後の教育指導や学習状況の改善施策その他当該地域に係る行政事務の遂行に著しい支障を生じるおそれがある。

ると認められる。」

(2) 対象公文書の原本が電磁的記録である場合の公開の考え方について

ア 情報公開制度は、条例第4条の規定による公開請求権に基づく請求に応じ、公文書公開請求者に対して、実施機関が保有する公文書の全部又はその一部を、原本をあるがままの形で閲覧に供し、又はその写しを交付するものであり、実施機関が新たに文書を作成し、それを提供することは想定されていない。

イ ところで、本件公文書の原本は、マイクロソフト社の表計算ソフトウェアであるエクセルにより作成され、CD-ROMを記録媒体とする電磁的記録である。

当該エクセルファイルを紙媒体に出力するに当たっては、実施機関が本件処分において部分公開をした本件公文書の紙媒体の写し（以下「本件部分公開文書」という。）におけるデータの順序を変更とした場合、特にエクセルのような汎用ソフトウェアを使用して作成されたものであるときは容易に操作を行うことができるが、そのようにして紙媒体に出力したものを対象公文書として公開したとしても、対象公文書の原本が紙媒体である場合とは異なり、容易にデータの順序を変更することができるという本件公文書の特性から、新たに文書を作成したものと捉えなければならないものではなく、その原本性は損なわれないものであることから、情報公開制度の趣旨を逸脱するものではない。

(3) 本件公文書の取扱いについて

ア 実施機関に確認したところ、城陽市は、平成27年9月14日開催の同市議会文教常任委員会において、学校名を伏せた上で、成績上位校から降順に並べ替えた学校別のテスト結果の数値の一部を報告しているとのことであった。なお、当該報告資料については、同市議会において、現在でも一般の閲覧及び謄写が可能な状態である。

これを踏まえると、本件公文書のうち学校名、受検者数等学校固有の情報（以下「学校名等」という。）を公開した本件処分については、学校名が特定されない限りにおいて、公開の方法及び非公開とすべき情報を改めて検討する必要がある。

イ 本件処分においては、学校名等が公開され、別表の中欄に記載のとおり学校別のテスト結果の数値は非公開とされている。その理由を実施機関に確認したところ、市町村教育委員会において、事務処理上、

複数の学校を並べて記載する資料を作成する場合における表記の順序は原則的に決まっていることから、学校名を非公開としても容易に推測され、学校別のテスト結果の数値と結び付けて捉えられるおそれがあるためとのことであった。

ウ しかし、容易にデータの順序を変更することができる本件公文書の場合は、前述の城陽市における議会報告資料の例のように、むしろ学校名等を非公開とし、学校名と学校別のテスト結果の数値との対応関係が明らかにならないようにした上で、学校別のテスト結果の数値を公開することは許容されると考えられる。

エ したがって、本件処分において公開とした学校名等については条例第6条第5号に該当する情報として非公開とし、本件部分公開文書におけるデータの順序を変更した上で、本件処分において非公開とした学校別のテスト結果の数値を公開すべきである。

以上のとおり、本件処分における非公開部分について、条例第6条第5号に該当するとして非公開とした実施機関の主張には理由がない。

## 2 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

参考

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 2月24日	諮問書の受理
平成28年 3月10日	実施機関の理由説明書の受理
平成28年 9月28日	第1回審査会
平成28年12月21日	第2回審査会
平成29年 2月22日	第3回審査会
平成29年 3月23日	第4回審査会
平成29年 8月 8日	第5回審査会
平成29年 8月29日	第6回審査会
平成29年12月25日	第7回審査会
平成30年 1月31日	第8回審査会
平成30年 2月 8日	答 申

別表

公文書名	実施機関が非公開とした部分の概要	具体的な公開の方法
<p>1 平成27年度京都府学力診断テスト(小学校4年)</p>		
(1) テスト結果の概要	<p>学校別の各教科の合計平均得点、合計平均正答数、領域(等)又は観点ごとの平均正答数並びに問題類型ごとの平均正答数</p>	<p>CD-ROMに記録されたエクセルデータの順序を成績上位校から降順に並べ替えた上で、各学校名、学校別の受験者数及び欠席者数を非公開とし、紙媒体に出力したものを公開する方法</p>
(2) 設問別結果の概要(国語及び算数)	<p>学校別の各教科の問題ごとの正答率及びその平均値</p>	<p>CD-ROMに記録されたエクセルデータの順序を成績上位校から降順に並べ替えた上で、各学校名を非公開とし、紙媒体に出力したものを公開する方法</p>
(3) 正答数の相対度数分布一覧(国語及び算数)	<p>学校別の各教科の正答数ごとの割合及び人数</p>	<p>CD-ROMに記録されたエクセルデータの順序を成績上位校から降順に並べ替えた上で、各学校名及び学校別の合計人数を非公開とし、紙媒体に出力したものを公開する方法</p>
<p>2 平成27年度京都府学力診断テスト(中学校1年)</p>		
(1) テスト結果の概要	<p>学校別の各教科の合計平均得点、合計平均正答数、領域(等)又は観点ごとの平均正答数並びに問題類型ごとの平均正答数</p>	<p>1の(1)に同じ。</p>
(2) 設問別結果の概要(国語及び数学)	<p>学校別の各教科の問題ごとの正答率及びその平均値</p>	<p>1の(2)に同じ。</p>
(3) 正答数の相対度数分布一覧(国語及び数学)	<p>学校別の各教科の正答数ごとの割合及び人数</p>	<p>1の(3)に同じ。</p>

備考 対象公文書は、いずれも城陽市に係る部分のみである。